

# かつしか 区議会だより

## 第3回定例会

9月	9日	本会議(一般質問・議案の付託等) 決算審査特別委員会
	11~13日	常任委員会 (保健福祉、文教、建設環境、総務)
	17・18日	特別委員会(都市基盤整備、地方分権・行革、危機管理対策)
	19日	議会運営委員会
	20日	本会議(議案の議決等)
	24~30日	決算審査特別委員会
10月	1日	議会運営委員会
	2日	本会議(議案の議決等)

主な内容 2・3面…一般質問 4面…4年間の任期を振り返って 5～7面…決算特集 8面…可決された議案ほか

NO.216 平成25年(2013年) 10月25日発行 葛飾区議会 〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎3695-1111 FAX 5698-1543



中川奥戸展望デッキからの眺望

## 平成24年度決算6件を 審査・認定

今回の定例会では、6名の議員から区政一般質問が行われたほか、平成24年度一般会計歳入歳出決算をはじめとする区長提出議案等29件、大規模地震等災害対策の促進を求める意見書(下欄参照)などの議員提出議案3件が可決されました。

## 可決された意見書(要旨)

今回の定例会では次の意見書3件を可決し、関係機関に送付しました。  
(件名の下の方は意見の分かれた意見書です。各会派の賛否は8面に掲載)

### 大規模地震等災害対策の促進を求める意見書

政府に対し、次の事項について早急な対策を講じるよう強く求める。  
① 東日本大震災の教訓を踏まえ、防災・減災及び発災後の迅速な復旧・復興に資する事前措置を実施するための計画及び総点検等を定める「防災・減災等に資する国土強靱化基本法案」の趣旨に沿い、防災・減災対策を強化すること

② 発生確率が極めて高いといわれる首都直下地震に対して、行政の中枢機能を維持するための基盤整備のほか、木造住宅密集地域対策や帰宅困難者対策、住民防災組織への支援強化を盛り込んだ「首都直下地震対策特別措置法案」の趣旨を踏まえ、首都直下地震対策を推進すること

③ 甚大な被害をもたらすおそれのある南海トラフ巨大地震について、津波避難対策の強化を要する地域を指定し、それらの地域の対策強化事業の加速化に要する規制緩和及び財政上・税制上の特例を定めるよう「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案」の趣旨を踏まえ、南海トラフ巨大地震対策に取り組むこと

### JR東日本新小岩駅に早急にホームドアの設置を求める意見書

JR東日本の新小岩駅では、本年8月19日、またもや駅を通過する成田エクスプレスに人が飛び込む死亡事故が発生した。6月27日にも、同様の飛び込み死亡事故が発生しているが、その時にはホーム上にいた人が、巻き添えにより負傷している。

本区議会は、昨年6月27日に「JR東日本新小岩駅へのホームドアの優先的設置を求める意見書」を全会一致で採択のうえ関係機関に送付したが、それ以降も3件もの同様の事故が発生しており、この事態は決して放置できない。

JR東日本は本年6月の事故後、同駅へのホームドアの設置を検討していると表明した。その後の本区との協議内容によると、ホームドアの設置については、同駅の南北自由通路の工事と連動する計画であることから、実際の整備は数年先になると推定される。しかし、人命を最大限に尊重し、事故に伴う風評被害を一日も早く払拭するため、早急に同駅へのホームドアの設置が必要である。

よって、本区議会は政府及び東京都に対し、JR東日本新小岩駅に早急にホームドアを設置されるよう、財政的支援ならびに導入の手法、技術的な検討と支援を行うことを強く求める。

### 「脱法ハウス」の実態把握及び法的規制に関する意見書

近年、倉庫・オフィスビルと称しながらも、実態としては居住すること想定した宿泊施設と言え、いわゆる「脱法ハウス」が社会問題となっている。多人数の居住実態がありながらも、宿泊施設でないことを理由として、建築基準法や消防法等の規定を満たしていないほか、東京都建築安全条例の基準を満たしていないため、危険性が非常に高く、劣悪な居住環境となっている。

国土交通省は6月10日付けで、都道府県・政令市等の特定行政庁に対して、物件に関する情報収集や調査、違反物件の是正指導等を行うよう要請した。

葛飾区内においてもこうした施設があり、火災をはじめとする災害の危険性が非常に高く、居住している方はもとより、近隣住民の不安を解消するためにも、早急な対応が求められている。

よって、本区議会は政府及び東京都に対し、必要に応じて「脱法ハウス」を規制することができる法整備等を早期に実現するよう強く求める。

政治家の寄附は、禁止されています。また、年賀状等時候の挨拶状(答礼のための自筆のものを除く)を出すことも禁止されています。

議員等政治家が、お祭り、親睦旅行会、会合などの行事に寄附や差し入れ等をしたり、お祝い金(出産・新築等)、贈り物(お中元・お歳暮等)をすることは、公職選挙法により罰則をもって禁止されており、要求した人も罰せられます。